利根町告示第１２８号

利根町感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月２９日

利根町長　山　﨑　誠一郎

利根町感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，地震発生時における電気を起因とする住宅からの出火を防止し，被害の減少及び地域の防災力向上を図るため，感震ブレーカー等の設置を促進することを目的として，予算の範囲内において利根町感震ブレーカー設置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し，利根町補助金等交付規則（平成５年利根町規則第４号）に規定するもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において感震ブレーカー等とは，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）　分電盤タイプ　分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し，ブレーカーを落として電力供給を遮断するもの。ただし，一般社団法人日本配線システム工業会において定められている感震機能付住宅用分電盤規格ＪＷＤＳ０００７付２の構造及び機能を有するものに限る。

（２）　コンセントタイプ　コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し，当該コンセントからの電力供給のみを遮断するもの。ただし，感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づき一般社団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するものに限る。

（３）　簡易タイプ　感震機能をもたない分電盤に，地震の揺れによる重りの落下などによりブレーカーのノブを操作し電力供給の遮断を補助するもの。ただし，感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づき一般社団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するものに限る。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は，次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）　町の住民基本台帳に登録されている者
（２）　住民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していない者（同一世帯員含む。）
（３）　過去にこの要綱による補助金を受けていない者

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は，住民自らが所有し，かつ居住する住宅に設置する感震ブレーカー等の購入及びその設置に係る費用とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は，補助金の交付の対象となる経費の合計金額に２分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とし，５万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，利根町感震ブレーカー設置促進事業費補助金申請書兼請求書（様式第１号）に，次に掲げる書類を添えて，町長に提出しなければならない。
（１）　利根町感震ブレーカー設置促進事業費補助金に係る誓約書兼同意書（様式第２号）
（２）　補助対象経費が確認できる領収書等の写し
（３）　感震ブレーカー等の写真と設置後の写真
（４）　一般社団法人日本配線システム工業会の規定又は一般社団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するものであることがわかる写し
（５）　振込口座が確認できる書類の写し
（６）　その他町長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請は，感震ブレーカー等を購入した日の属する年度の２月末日までに行なわなければならない。

（交付決定）

第７条　町長は，前条第１項に規定する申請があったときは，その内容を審査の上，交付の可否を決定し，利根町感震ブレーカー設置促進事業費補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第８条　町長は，前条に規定する補助金の交付決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は，補助金の交付決定を取り消すものとする。
（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
（２）　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
（３）　前２号に掲げるもののほかこの要綱の規定に違反したとき。

２　町長は，前項の規定により，補助金の交付決定を取消したときは，利根町感

震ブレーカー設置促進事業費補助金交付取消通知書（様式第４号）により当該申請者に通知するものとする。

３　町長は，第１項の規定により補助金の交付決定を取消したときは，期限を定めて交付した補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この告示は，公表の日から施行し，令和８年４月１日から適用する。